

過去の専門委員会等における検討事項に関連する指摘

1. 税制全体のグリーン化の意義

論点①
関係

(税制全体のグリーン化)

- ・ 環境税は、環境資源の消費、利用への課税を指す用語と言えるが、本報告では、特に、CO₂の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するものを指して用いている。環境税は、市場ルールに環境利用コストを織り込むことで、そうでない場合に比べ、環境資源の浪費を防ぐことを意図している。

環境関連税制の大宗は既存エネルギー税制であって、エネルギー利用に課税することで、結果的に環境税と類似の効果を発揮するものである。税制のグリーン化とは、エネルギー課税のみならず広く各種の税制度の中でそれぞれの本来の目的達成を図りつつも、CO₂を出す人が負担をし、CO₂を出さない努力をする人の負担が軽くなる税制に向けた改革を行うことを指している。環境税の導入は、税制のグリーン化の、いわばその徹底した姿とも言えよう。

(「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日)

(持続可能な社会)

- ・ 環境税は、排出量の小さな部門・者にも適用が可能であり、我々の日常の生活様式を少しずつ変えていくために非常に適した手段である。特に CO₂ 排出の伸びが著しい家庭・オフィス等の民生部門対策として、消費者がどういうものを買えばよいか、あるいはどういう行動をとれば、より低炭素社会に近づけるのかということを考える上で良い契機となる。

(「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日)

(租税・財政)

- ・ 必要な公共サービスを提供するための収入を得るという税の目的も踏まえつつ、税制全体の中で環境負荷に着目した税の位置付けが高まることを意識して環境税を議論する考え方もある。

(「環境税の経済分析等について —これまでの審議の整理—」、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成 17 年 11 月 24 日)

	<p>(経済)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境税の税収が、トップランナー型の環境によい機器等に対する追加的な支援として使われた場合は、経済モデルで予め予測することは困難ではあるものの、<u>新しい需要創出が行われ、環境産業やエネルギー効率的なものを製造する産業に対して、非常に大きな刺激を与える。新しい産業が育つことで逆に GDP が上昇する、新しい雇用が生まれることも大いに考えられる。</u> (「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日) 環境保全のための税・課徴金に係る経済理論としては、外部不経済を内部化して私的限界費用を社会的限界費用に一致させる「ピグー税」、一定の環境目標を費用効果的に達成するための課税としての「ボームル＝オーツ税」が論じられてきた。これらの理論は、いずれも、<u>環境負荷に対して価格付けを行うことにより、環境負荷をもたらす行為に伴う社会的費用を価格に織り込み、市場に内部化し、企業や消費者の経済的選択の中で、環境保全上望ましい行動を促すことをねらいとするものである。</u> 1980 年代後半から地球環境問題が顕在化したことに伴い、OECD では、税・課徴金や排出量取引等の環境目的を達成するための経済的手法について、<u>技術革新と行動の変化に対し強い誘因を与え、費用に比して効果的に環境上の目標を達成するものとして、その使用を推奨している。</u> (「環境税の経済分析等について —これまでの審議の整理—」、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成 17 年 11 月 24 日)
--	---

2. 中長期的な方向性

<p>論点② 関係</p>	<p>(租税原則・税制改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境税については、<u>租税として具備すべき公平な負担、安定した税収等の側面と、炭素に価格をつけるという政策手段としての側面の両方が重要である。</u>低炭素化促進の観点から、政策手段として、税制を用いて炭素に価格をつけるという考え方の重要性について、正当性が認められてきていると考えられる。 (「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日) 社会的共通資本から生み出されるサービスを効率的に配分するためには、サービスに関する混雑現象に対して料金が課されなければならない。環境税もこうし
-------------------	---

た考え方の下に位置付けられる。この環境税を税制全体の中に位置付けるためには、税制の新たな公正課税の原則として汚染者負担原則を位置付け、これまでの応能原則、応益原則に匹敵する公正課税原則に基づく税とすることが考えられる。このためには、経済政策と環境政策の統合が進み、環境税が社会的共通資本の維持管理手段として本格的に位置付けられることが必要だろうという指摘がなされている。

(「環境税の経済分析等について ―これまでの審議の整理―」、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成17年11月24日)

- ・ 温暖化対策税制を規制、事業者等による自主的取組の促進、教育や普及啓発、京都メカニズム等と比較した結果、以下の観点から有力な追加的施策であり、今後検討すべきものであるとされた。

- ・ 公平性の視点

自主的取組は取組に参加する者だけが費用を負担することとなり、参加しない者は費用負担を免れる。また、規制や排出量取引は、現実問題として家庭や中小事業者といった多様かつ多数の者を対象として執行することはできず、制度の運用を免れる者を捕捉できない。これに比し、税は温室効果ガスを排出する「全ての」主体に対して広く排出量に応じた負担を求め得るため、公平性の観点から優れている。

- ・ 透明性の視点

税については、課税の仕組みが税法上規定され、施策自体が国民にも明瞭に分かり、透明性に優れている。

- ・ 効率性の視点

税については、市場メカニズムを通じ、課税される者は、主体的に排出削減に取り組み、削減費用が税の支払額よりも安い対策を実施するインセンティブが働く。また、国内排出量取引制度のほか、二酸化炭素排出量を削減する単位当たりの費用が低い海外における対策等を活用できる京都メカニズムも効率性の点で優れている。

- ・ 確実性の視点

規制、排出量取引は確実な排出削減効果を期待できるが、家庭や中小事業者等の多様かつ多数の者を対象とすることは現実的でない。税は、これらの者を対象とする場合、執行面等も併せて考慮すれば、自主的取組の促進など他の手法と比較して、相対的に確実性が高い効果を見込むことができる。

また、財政事情が厳しく、現在の税収から環境対策に対する多額の補助金交付や租税特別措置が極めて困難な現状にかんがみると、必要な対策の実施の確実性を高めるために温暖化対策税制からの税収の活用も検討に値する課題である。

（「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会、平成16年12月15日）

（その他の原則）

- ・ OECDでは、1972年に、汚染の防止と規制措置に伴う費用は、汚染者が負担すべきであり、その生産と消費の過程において汚染を引き起こす財及びサービスのコストに反映されるべきであるという汚染者負担の原則を確立している。

汚染者負担の原則を実現するための手段としては、規制により、汚染者に対して対策の実施を義務付け、その費用を負担させることや、行政において環境保全対策を講じ、その費用について汚染者に負担を求める経済的手法などが考えられる。

1970年前後からフランス、オランダにおいて導入された排水課徴金は、最も歴史の古い環境保全のための税・課徴金であるとされるが、その歴史を振り返ると、現実の政策としては、外部不経済を内部化することを第一の目的とした政策というよりは、むしろ、汚染者負担の原則に則った形で、社会共通の環境保全費用を汚染者の間に公正に配分する政策として機能してきたことが分かる。

（「環境税の経済分析等について —これまでの審議の整理—」、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成17年11月24日）

（環境面）

- ・ 環境税や排出量取引制度等の経済的手法については、ポリシーミックスの考え方に沿って、排出削減効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることができるよう、活用すべきである。
- ・ 理念型としてはピュアな炭素税（炭素含有量に比例した税率の税）がベストであることを共有する必要がある。既存税の税率の上げ下げだけでは、メッセージとして明確ではなく、さらに、アナウンスメント効果も期待すれば、炭素税が最も効果的である。

炭素税の具体化への道筋を考えていく中で、現実には炭素税をすぐに導入することが難しいのであれば、既存税をどうリフォームしてそういう理念型に近づけていくか、という問題意識から様々なオプションについても幅広く議論していく必要がある。

つまり、税制のグリーン化の観点から、既存エネルギー諸税を活かしながら、これに環境税制（炭素税の導入又は既存エネルギー諸税を活用した税率の変更）を加えた合計の税率を、炭素含有量に応じた税率体系の純粋炭素税に近づけるア

プローチも考えられる。

- ・ 既存エネルギー関係諸税を環境に配慮したものに転換し、エネルギー税の構造を再構築していくことは、自然な流れである。エネルギー・環境対策の観点から、国のかたちとして、どういう姿を目指すのか、といった理念を掲げながら、その転換を図っていくべきである。
- ・ 増税でいくのか、税収中立でいくのかといった選択も共に可能であり、意識して設計を行うことが望まれる。また、税制全体の構造として議論することも必要である。環境税を導入して、他の税のグリーン化に伴う減税等に充てることもあり得る。グローバル化や様々な格差是正の中で、また、国・地方の役割分担を一層適切にしていく中で、グリーン税制をどのように位置づけるのかについての検討も必要である。どういう理念型で 21 世紀の我が国の税制の姿を作っていくのかといった時に、地球環境を利用し、消費する行為に税負担を求める方向、すなわち、環境税を含めて、税制全体をグリーン化していくということは、非常に重要な方向性を示すものである。
- ・ 我が国の社会経済の持続可能性（サステナビリティ）を考える場合、これからは、税制においても、その在り方として、経済成長、社会保障といった種々の課題への対応に併せて、環境の視点を組み込んでいくことが不可欠である。20 年後の世界の税制を見通せば、環境関連税制は何らかの形で、税体系全体の中で存在感のあるものになっていることは間違いなからう。こうした展望に立って環境税を含め、税制全体のグリーン化について、検討の上、積極的な具体化を図っていくべきである。

（「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日）

- ・ 温暖化対策税制の制度設計においては、環境と経済の統合の観点からこうした温暖化対策税制の長所が生きるように、税を含む各種の施策の長所を活かして、それぞれの施策の短所を他の施策によって補うように有機的に組み合わせるべきである。その際、諸外国で行われている温暖化対策税制と協定制度等のポリシーミックス等についても検討の必要がある。

（「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会、平成 16 年 12 月 15 日）

- ・ 今後の温暖化対策では、各種の施策を組み合わせることで全体として必要な効果を確保することが重要になると考えられる。このため、温暖化対策税と他の施策手法との組み合わせ（ポリシーミックス）の細目についても早急に検討を深めるべきである。

（「温暖化対策税制の具体的な制度の案 ～国民による検討・議論のための提案

3. 現行税制の環境面からの評価

論点③ 関係

（公平性）

- ・ 環境税は、幅広い部門・事業者に対して公平に課税することができ、あらゆる主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘発する仕組みである。
- ・ 環境税については、租税として具備すべき公平な負担、安定した税収等の側面と、炭素に価格をつけるという政策手段としての側面の両方が重要である。低炭素化促進の観点から、政策手段として、税制を用いて炭素に価格をつけるという考え方の重要性について、正当性が認められてきていると考えられる。
- ・ 理念型としてはピュアな炭素税（炭素含有量に比例した税率の税）がベストであることを共有する必要がある。既存税の税率の上げ下げだけでは、メッセージとして明確ではなく、さらに、アナウンスメント効果も期待すれば、炭素税が最も効果的である。
- ・ つまり、税制のグリーン化の観点から、既存エネルギー諸税を活かしながら、これに環境税制（炭素税の導入又は既存エネルギー諸税を活用した税率の変更）を加えた合計の税率を、炭素含有量に応じた税率体系の純粋炭素税に近づけるアプローチも考えられる。
- ・ 諸外国における環境税のパターンは大きく三つある。1つは、フィンランドのパターンであり、液体燃料税の内数として、基本税、付加税、戦略備蓄料があり、1つの税の中で、税率の算定に当たって、基本税の税率に加え、炭素比例のCO2排出量1トン当たりの税率を用いている。次に、デンマークのパターンがあり、既存税制とは別に新税としてCO2税を課し、既存税制の徴税システムをそのまま活用して、炭素比例の税率を上乗せして課税している。もう1つのパターンは、イギリスのパターンであり、既存税制がカバーしていなかった課税対象に対し、炭素比例ではないが新税を導入している。なお、それぞれの国で、燃料種間の税率を、炭素税率に換算した税率で比較すると、不均一になっているものの、同じ燃料種に関して、各国の税率を比べると、大幅な開きはないことが明らかであり、総じて見ると、我が国の倍程度若しくはそれ以上の水準となっている。
- ・ 北欧では、公平性、効率性を重視し、炭素含有量に基づく税が一部導入されている（例えば、フィンランド・デンマークでは、それぞれCO2排出量1トン当たり3,220円・1,984円の炭素含有量比例の税率）。こうした中、フィンランドの天然ガスについては、政策的に税率を半減している。天然ガスについては、石炭に比べて環境負荷が低く、同じ熱量を得るのに石炭と原油と天然ガスのCO2の排出量は、10：7.5：5.5となっている。

（「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその

経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日)

- ・ 税は温室効果ガスを排出する「全ての」主体に対して広く排出量に応じた負担を求め得るため、公平性の観点から優れている。
- ・ 温暖化対策税制は、社会全体で汚染者負担の原則を踏まえた公平な負担を行うことを意図したものであり、税の軽減については、公平性の観点に留意しながら検討する必要がある。
(「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会、平成 16 年 12 月 15 日)

(効率性)

- ・ 環境税や排出量取引制度等の経済的手法については、ポリシーミックスの考え方に沿って、排出削減効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることができるよう、活用すべきである。
- ・ イギリス、ドイツ、デンマーク等において、環境対策の役割も果たす税制について削減効果があったと指摘されている。例えばイギリスにおいては、ケンブリッジ・エコノメトリクスが、炭化水素油税の増税(1993年～99年)や気候変動税の導入(2001年)について、CO₂排出量削減効果を試算している。具体的には、炭化水素油税の増税により、2010年で、3.7～9.2百万CO₂トンが削減(2001年試算)、気候変動税の導入により、2010年で12.8百万CO₂トンが削減(2005年試算)とされている。
(「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日)

- ・ 税という手法は、市場メカニズムを通じて、家庭、企業、運輸など様々な分野で対策に取り組む多くの人々に対し、取組の内容やその程度について柔軟な裁量の余地を残しつつ、汚染物質の総排出量の削減を達成しようというものであり、結果として、社会全体で最も安い費用で、税率に応じた排出削減量を確保できるというメリットを有している。
(「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会、平成 16 年 12 月 15 日)

(簡索性)

- ・ 環境税でインセンティブ効果を特に発揮するのは、国民一人ひとりが関与する

	<p>消費・下流段階であると考えられるため、<u>消費者に広く浸透する仕組みが必要</u>である。他方で、<u>徴税事務・コストなどの問題がある</u>。具体的には、下流で環境税を導入すると、課税ポイントと還付ポイントが一致するという利点があるが、課税漏れ、課税逃れの可能性があり、また、かなりの徴税コストがかかると想定される。一方、上流で課税する場合は、仮に政策的に還付を行おうとすると、納税者と還付対象者が異なるという問題、還付対象者と還付非対象者とをどう区別するのかという問題が発生する点に留意が必要である。</p> <p>（「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>税については、課税の仕組みが税法上規定され、施策自体が国民にも明瞭に分かり、透明性に優れている。</u> （「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会、平成 16 年 12 月 15 日）
<p>論点④ 関係</p>	<p>（地方独自の税制のグリーン化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>グローバル化や様々な格差是正の中で、また、国・地方の役割分担を一層適切にしてい</u>く中で、<u>グリーン税制をどのように位置づけるのか</u>についての検討も必要である。 （「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日） ・ 三重県等にみられる産業廃棄物税については、最終処分量の減少に対し、税導入の効果もある程度寄与したとする調査がある。 （「環境税の経済分析等について ―これまでの審議の整理―」、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成 17 年 9 月 13 日）
<p>4. 今後の税制全体のグリーン化の推進方策</p>	
<p>論点⑤ 関係</p>	<p>（税制全体のグリーン化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境税を含めて、税制全体のグリーン化を図っていくことが今後の大きな方向である。 ・ 環境税の税収の用途が一般財源となる場合でも、用途として温暖化対策のための設備投資促進とするほか、自動車税のグリーン化を始めとした個別税制のグリーン化等他の様々な対策を盛り込んで、<u>より低い税率であっても、経済影響を緩和しつつ、効果を確実に上げる仕組みも考えるべきである。</u>

・ 増税でいくのか、税収中立でいくのかといった選択も共に可能であり、意識して設計を行うことが望まれる。また、税制全体の構造として議論することも必要である。環境税を導入して、他の税のグリーン化に伴う減税等に充てることもあり得る。グローバル化や様々な格差是正の中で、また、国・地方の役割分担を一層適切にしていく中で、グリーン税制をどのように位置づけるのかについての検討も必要である。どういう理念型で21世紀の我が国の税制の姿を作っていくのかといった時に、地球環境を利用し、消費する行為に税負担を求める方向、すなわち、環境税を含めて、税制全体をグリーン化していくということは、非常に重要な方向性を示すものである。

・ 我が国の社会経済の持続可能性（サステナビリティ）を考える場合、これからは、税制においても、その在り方として、経済成長、社会保障といった種々の課題への対応に併せて、環境の視点を組み込んでいくことが不可欠である。20年後の世界の税制を見通せば、環境関連税制は何らかの形で、税体系全体の中で存在感のあるものになっていることは間違いなからう。こうした展望に立って環境税を含め、税制全体のグリーン化について、検討の上、積極的な具体化を図っていくべきである。

（「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成20年11月17日）

・ 環境・エネルギー税を導入することによって、税収総額における環境・エネルギー関連税の比率は高まり、税制全体がいわば「グリーン化」される。このような税制改革が実施されれば、価格メカニズムを通じて環境保全を促す仕組みが社会の中に組み込まれることになる。これは、意志決定過程における「環境と経済の統合」を志向するものであり、資本主義経済制度を『グリーン化』していく上で大きな役割を果たすことが期待される。

（「環境税の経済分析等について —これまでの審議の整理—」、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成17年9月13日）

（エネルギー課税）

・ 既存エネルギー税制をさらに一段と環境配慮したものとしていく（グリーン化を図る）ことも考えられる。

・ 既存エネルギー関係諸税を環境に配慮したものに転換し、エネルギー税の構造を再構築していくことは、自然な流れである。エネルギー・環境対策の観点から、国のかたちとして、どういう姿を目指すのか、といった理念を掲げながら、その転換を図っていくべきである。

・ なお、この石油石炭税は、上流ですべての化石燃料に課税されているという点

	<p>で注目すべきである。この税率を仮にCO2排出量基準に組み替えれば、相当に高いCO2の排出削減効果が得られると考えられる。併行して、電気に課税する電源開発促進税について、<u>風力や太陽光、原子力といった低炭素の電源への税負担を相対的に低くすることも視野に、電源立地促進に必要な税収に見合う税率へと下げることや、もともとの課税目的を基礎に置きつつ、地球温暖化防止を新たな目的に加えて使途を拡張していくこと、さらには、制度的には一般財源化しつつも環境への使途に優先的に配慮すること、といった様々なオプションも考えられるとの指摘があった。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度の税制改正において、石油税から石油石炭税へと改正した際には、電源開発促進税の減税とセットで、エネルギー関係諸税の中でグリーン化を行った例もある。今後、改革対象の税目、税収の使途も含めて見直す範囲を広げるといふことになれば、今後さらにグリーン税制改革を一層進めていくに当たっての選択肢は拡大するのではないか。 (「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成20年11月17日) 我が国のエネルギー課税の負担割合は、OECD諸国の中では中位程度であるが、これらの課税規模は5兆円を超え、国民の間に負担感があることから、温暖化対策税制の検討に当たっては、<u>既存エネルギー関係諸税との関係について、国民の理解が得られるよう、議論が行われる必要がある。</u> (「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会、平成16年12月15日) <p>(車体課税)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車の燃費性能・排出ガス性能の規制と自動車税制のグリーン化のように、<u>規制と経済的手法との組み合わせにより効果を上げているものもある。</u> (「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について(第2次答申)」、地球環境部会、平成17年3月11日)
<p>論点⑥ 関係</p>	<p>(エネルギー・地球温暖化対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境税は、広く社会全体の意識・行動を変革する契機となり、<u>環境税を含んだ形の様々な地球温暖化対策を総動員することにより、自主的取組、規制、経済的手法等が互いに補強し合いながら、あらゆる部門・事業者が何らかの形で政策的にカバーされるような工夫を行うことが必要である。</u> (「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経

済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日)

(資源・循環型社会)

- ・ 三重県等にみられる産業廃棄物税については、最終処分量の減少に対し、税導入の効果もある程度寄与したとする調査がある。
(「環境税の経済分析等について —これまでの審議の整理—」、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成 17 年 9 月 13 日)

(生物多様性・自然共生型社会)

- ・ 政府は国家財源を確保するため、労働、預金、事業活動など正当な行為(グッズ)によって得られた所得に税金をかけてきた一方で、廃棄物、汚染、騒音、交通混雑など健康に害を与える行為や自然環境を破壊する好ましからざる行為(バズ)に対しては特別の課税をしてこなかった。今後は、バズに対して課税することが望ましい。
(「環境税の経済分析等について —これまでの審議の整理—」、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成 17 年 9 月 13 日)

(安心安全・低公害社会)

- ・ 公害健康被害補償制度に基づく汚染負荷量賦課金については、硫黄酸化物削減の主要な要因は公害防止協定であったが、賦課金による汚染削減インセンティブ効果も部分的には存在したとする分析がある。
(「環境税の経済分析等について —これまでの審議の整理—」、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成 17 年 9 月 13 日)

**論点⑦
関係**

(地方独自の税制のグリーン化)

- ・ 国・地方の役割分担を一層適切にしていく中で、グリーン税制をどのように位置づけるのかについての検討も必要である。
(「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日)

5. 税制全体のグリーン化を推進する上での検討・留意事項

論点⑧ 関係

(各税目の意義)

- ・ 既存エネルギー関係諸税には、CO₂ 排出抑制効果という一種の次善の環境税という性質があるという点が重要であり、これを温暖化防止、低炭素化に寄与する方向に改革していくことも極めて有効である。
(「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日)

論点⑨ 関係

(環境負荷削減)

- ・ IPCC では、京都議定書の達成を目標として先進国等が税導入等の温暖化対策を講じ、排出量を削減した場合における、開発途上国の排出量の増加について、いくつかの試算を引用しレビューしたところ、先進国の削減量の 5～20%程度が開発途上国に移転するものの、世界全体としては削減が進むと指摘されている。直近のモデル試算においてもその影響は、おおむねこの範囲に収まっており、先進国での削減は世界全体での削減にも効果をもたらすとすることができる。
(「環境税の経済分析等について —これまでの審議の整理—」、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成 17 年 9 月 13 日)

(経済・雇用、国政競争力を含む産業への影響)

- ・ 国民経済や産業の国際競争力に与える影響は小さいが、税制の設計の仕方によって、経済への影響をさらに緩和することができる。
：マクロ経済への影響
 - ・ 2009 年から、昨年環境省案の炭素トン当たり 2,400 円の環境税の税収と同規模の財源が温暖化対策に使われる場合を想定し、長期エネルギー需給見通しに示された対策が補助金を受けて導入促進されると仮定し、課税と補助との組み合わせによる経済影響を試算した。その結果、GDP への影響について、2009 年から 2012 年の平均で、BaU 比 0.055%分減とわずかながら減少となると推計された。また、環境省案のとおり、大口排出者が削減努力をした場合には 8 割軽減とするなどの課税及び補助の程度を軽減した場合の GDP は BaU 比 0.042%分減、さらに、ガソリン、軽油等への適用を停止した場合は、BaU 比 0.029%分減の試算が得られた。
 - ・ また、同様の前提で、部門別に財源効果の与える影響について試算を行ったところ、温暖化対策に資する断熱材、省エネ機器等の材を供給する部門等につ

いては、対策の実施により、活動水準がBaUケースと比べて拡大するとの試算が得られた。

- ・ 環境税の税収が、トップランナー型の環境によい機器等に対する追加的な支援として使われた場合は、経済モデルで予め予測することは困難ではあるものの、新しい需要創出が行われ、環境産業やエネルギー効率的なものを製造する産業に対して、非常に大きな刺激を与える。新しい産業が育つことで逆にGDPが上昇する、新しい雇用が生まれることも大いに考えられる。

：炭素リーケージ

- ・ 一般に炭素リーケージは、国内のエネルギー価格が上昇することにより、相対的にエネルギー価格の安い海外へ生産拠点が移転したり、または、国内製品の価格が海外製品の価格より割高になって海外製品の需要が高まり、海外での生産量が増大し、そこでのCO2排出量が増加することをいう。環境税の課税による炭素リーケージの指摘もあるが、海外への生産移転に関しては、海外移転は、為替レート、賃金、市場近接性その他様々な要因に依存し、とりわけ、これまでの海外直接投資動向を見ると、労働コスト要因が大きい。このため、課税によるエネルギーコストの上昇だけによって、立地という重要な企業行動に大きな影響が生じるとは考えにくい。事実、我が国の企業は、環境規制が厳しく、エネルギーコスト等の極めて高い欧州等にも進出、立地している一方、発展途上国等にも既に大規模に進出している。
- ・ 鉄鋼業等エネルギー多消費産業では影響が大きい場合もあることから、必要な軽減措置を個々に講じるべきである。

（「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成20年11月17日）

- ・ 環境税については、地球温暖化対策として有用なばかりでなく、地球温暖化防止のための対策技術について、我が国企業が他国企業に先んじて技術を開発するインセンティブとなり、また、そうした技術の開発・普及が促されることに伴って、環境ビジネスを始めとする産業振興が促され、産業構造が持続可能なものへと変化するのではないか、との指摘が中央環境審議会における議論でなされている。
- ・ 経済への影響を考えた場合、環境税あるいは他の形での地球温暖化対策が先進国で行われると、産業の国際競争力を劣化させ、開発途上国へ生産が移転してしまうのではないかと、また、その結果二酸化炭素の排出が開発途上国において増える、いわゆるリーケージが生じて、世界全体では排出削減にならないのではないかとの指摘がある。

（「環境税の経済分析等について —これまでの審議の整理—」、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成17年9月13日）

- ・ 新たな課税が、企業マインドを冷やし、今後期待される本格的な景気回復に水を差し、産業活動の足かせとなるのではないか、また、新たなエネルギー課税は、利潤を減少させ、その結果、各企業の研究開発費を減少させ、企業の活力を奪うといった指摘がある。さらに、こうした悪影響が、雇用の減少や賃金の減少を招き、国民の生活にも深刻な影響を与えるのではないかといった指摘もある。

（「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会、平成 16 年 12 月 15 日）

- ・ 予測される経済影響は、現在の経済情勢の中では必ずしも「小さい」とは言えないかもしれないが、決して「非常に大きい」ものではない。すなわち、マイナス成長になってしまった石油危機の場合と比べ、税による値上がりに見合う資金は国内にとどまり、国内で有効に使われることにより、マクロ経済に大きな影響を及ぼすことがないからである。また、石油危機の時と異なり、エネルギーを節約する技術が豊富にあるため、特に税収を温暖化対策に活用した場合には、経済活動を小さくしてまでエネルギー代を節約せざるを得ないということではなく、省エネ設備などの投資を増やして値上がりに対応することができるからである。そして、その投資が経済を拡大する効果を発揮することとなる。実際、モデル試算においても、電気機械・サービス部門などの省エネルギーに関係する業種などにおいては、生産が増加すると予測されている。

- ・ 雇用に関しては、炭素 1 トン当たり約 45,000 円の高い課税を行った場合にはマイナス（減少）となるが、炭素 1 トン当たり約 3,400 円の課税を行い、税収を温暖化対策に活用した場合にはプラス（増加）となると試算された。いずれにしても、変動幅は 0.1%前後の範囲内とされた。

（「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案（報告）」、総合政策・地球環境合同部会地球温暖化対策税制専門委員会、平成 15 年 8 月 29 日）

（逆進性や地域特性を含めた国民負担）

- ・ 課税により低所得世帯に生じる負担は、炭素トン当たり 2,400 円程度の低率の環境税の場合、例えば、収入に占める光熱費とガソリン代の割合が、課税前の 9.3%から、課税後に 9.5%となり、0.2%増加（月額換算約 177 円）すると推計された。
- ・ 課税による逆進性の問題について、税で軽減等可能な範囲で逆進性の緩和に配慮した上で、さらに、必要に応じて他の対策を含め政策全体での配慮を考えるのが適切である。

	<p>(「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日)</p>
<p>論点⑩ 関係</p>	<p>(社会的コストの最小化と公平な課税を同時に実現する仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境税や排出量取引制度等の経済的手法については、<u>ポリシーミックスの考え方に沿って、排出削減効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることができるよう、活用すべきである。</u> ・ 環境税でインセンティブ効果を特に発揮するのは、国民一人ひとりが関与する消費・下流段階であると考えられるため、<u>消費者に広く浸透する仕組みが必要である。</u>他方で、<u>徴税事務・コストなどの問題がある。</u>具体的には、下流で環境税を導入すると、<u>課税ポイントと還付ポイントが一致するという利点があるが、課税漏れ、課税逃れの可能性があり、また、かなりの徴税コストがかかると想定される。</u>一方、上流で課税する場合は、<u>仮に政策的に還付を行おうとすると、納税者と還付対象者が異なるという問題、還付対象者と還付非対象者とをどう区別するのかという問題が発生する点に留意が必要である。</u>これまでの環境省案の上流・下流での課税を組み合わせるという考えも、1つの案である。制度設計に当たっては、<u>価格転嫁の容易さなども勘案しつつ、効果とコストのバランスを比較検討の上、具体化を図るべきである。</u>また、上流での課税とする場合には、<u>価格インセンティブ効果が働くよう、円滑に価格転嫁できる仕組みを工夫すべきである。</u> <p>(「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温暖化対策税制については、<u>業務その他、家庭、運輸部門に対する効果が重要であり、これらの効果が最大限発揮されるものとすべきである。</u>この場合、<u>エネルギー消費者が税の負担を意識しやすくし、また、軽減の措置の実施を容易にする観点から、これらの上流課税、下流課税の他、適切な徴税が行われる限りにおいて下流課税を採用し、これと上流課税とを組み合わせたハイブリッド課税とすることも考えられる。</u> ・ 上流課税を行う場合は、<u>価格の転嫁が確実に行われる仕組み、価格が転嫁されていることを消費者が確実に実感できる仕組みを構築する必要がある。</u> ・ 下流課税を行う場合は、<u>電気や都市ガスへの課税等の形を含めた特別徴収義務者の設定による行政コストの縮減を検討すべきである。</u> ・ 電気課税を採用する場合、①電力供給会社の電源構成に応じた課税、②全国の電源構成に応じた課税のいずれかが考えられる。どの方式を選ぶかについてはその効果・影響、公平性等の観点から検討する必要がある。 ・ 温暖化対策税制は、<u>社会全体で汚染者負担の原則を踏まえた公平な負担を行う</u>

	<p>ことを意図したものであり、<u>税の軽減については、公平性の観点に留意しながら検討する必要がある。</u></p> <p>（「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会、平成 16 年 12 月 15 日）</p>
<p>論点⑪ 関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税収を温暖化対策の費用に充てる、又は温暖化対策に係る減税に活用する場合、CO2削減に関し大きな効果が見込める。 ・ <u>環境税の税収の使途として、温暖化対策のための設備投資とすることのほか、自動車税のグリーン化を始めとした個別税制のグリーン化、低炭素都市・地域づくりなどの他の様々な対策を盛り込んで、より低い税率であっても、経済影響を緩和しつつ、効果を上げる、といった仕組みも考えるべきである。</u> ・ なお、財政の観点からは、<u>環境税収を環境目的で使うということをあらかじめ決めずに、原則として、税と補助金の問題は別々に考えた上で、環境目的への活用可能性について、考えるべきである。</u>このように考えたとしても、結果として、環境利用に低率の課税がなされ、環境を守ることに對して経済的支援が行われるという組み合わせで政策が実施される場合には、低率の課税のみの場合や、補助金のみの場合に比べ、<u>一層大きな削減が、しかも全体としてより少ないコストで達成できると見込まれる</u>（「<u>二成分手法（Two-Part Instrument）</u>」<u>と</u>言われている。）。 ・ さらに、<u>安定供給と環境への配慮を目指したエネルギー対策としての財源確保のための課税、</u>という考え方もあり得る。 （「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日） ・ ドイツでは、地球温暖化対策の観点のみならず、<u>所得税や社会保険料の軽減とのパッケージにより、環境税制改革が行われている。</u>すなわち、ドイツでは地球温暖化への対処とともに、増大する社会保険料の負担への対処が課題となっていたため、<u>その税収の大半を社会保険料に充てる「環境税制改革」が実施された。</u> ・ オランダ、イギリス、デンマークでは、二酸化炭素への価格付けによる効果を主たるねらいとして環境税が導入されている。これらの国では、これら環境税による効果に加え、他の環境政策の効果によって削減目標の達成を目指しつつ、その税収の<u>主要な部分が所得税の減税、企業に対する社会保険料の軽減等に充てられている。</u>これは「<u>税収のリサイクル</u>」などの観点から、<u>税収を国民経済に還元するための手法として用いられているものと考えられる。</u> （「環境税の経済分析等について —これまでの審議の整理—」、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成 17 年 9 月 13 日）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的手法のうち、補助金や税制優遇措置によって各種の対策を実現するためには、総体として巨額の費用がかかるものと考えられる。<u>環境税では、その税収をこれらの補助金や税制優遇措置に充てるのが可能である。</u> （「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について（第2次答申）」、地球環境部会、平成17年3月11日） ・ 温暖化対策税制の税収の活用方法を検討する場合、以下のような形が考えられる。 <ol style="list-style-type: none"> ① <u>その全てを温暖化対策の財源として活用する。</u> ② <u>一般財源として幅広い目的に活用する。</u> ③ <u>温暖化対策の財源とするとともに、一般財源として幅広い目的に活用する。</u> また、税収の使途については、<u>他の税の減税や社会保険料に充てる税収中立</u>という考え方もある。 （「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会、平成16年12月15日）
<p>論点⑫ 関係</p>	<p>(価格効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原油価格の高騰等の経済の前提条件が変化している中での環境税の今日的な意義・役割 ：<u>価格インセンティブ効果</u> （より排出量の少ない設備や機器などへの代替や、化石燃料の使用等の削減、省エネ技術の研究開発等を促す） ・ 原油価格の高騰等の経済の前提条件が変化している中、エネルギー価格上昇による<u>化石燃料消費の減少に伴うCO2排出削減のインセンティブ効果</u>を見ることができた。 ・ 日本のエネルギー需要の価格弾力性（価格の変化に伴う需要の変化）の値について、把握できる限り最新の2006年までのデータを用いて推計した。結果は、<u>産業部門では、長期の弾力性が他の部門と比べて一番大きく、短期は相対的に小さい。</u>これは、<u>長期的な設備更新に際して、エネルギー効率の高いものを入れて対応するためである。</u>一方、<u>家庭部門は、短期的に対応することが分かった。</u><u>運輸・業務部門においても、長期的にかなりの効果が期待できる。</u> （「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成20年11月17日） ・ 環境税は、その<u>価格インセンティブ効果</u>により省エネ機器の導入等を促すほか、

補助金や租税特別措置等の他の価格インセンティブ効果を高める施策と相俟って、相乗的に排出削減・対策導入・技術開発を促すものである。

（「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について（第2次答申）」、地球環境部会、平成17年3月11日）

- ・ 温暖化対策のための新たな財源をどこに求めるべきかという点に関して、例えば、所得税や法人税、あるいは消費税その他の税を増税し、その税収に求めることも考えられる。しかし、このことは、地球温暖化問題への責任の大きさ（発生させる環境負荷の大きさ）を踏まえた公平な負担にはならないため、この問題への対応としてはなじまないと考えられる。さらに、これらの税による場合には、環境負荷に対応して課税するものでないため、対策実施への価格インセンティブ効果も期待できない。

- ・ さらには、税制に関しては社会的な関心が高いことから、「温暖化対策税を導入する」ということが、温暖化対策を急速に普及させる原動力となることが期待できる。

（「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案（報告）」、総合政策・地球環境合同部会地球温暖化対策税制専門委員会、平成15年8月29日）

（財源効果）

- ・ 原油価格の高騰等の経済の前提条件が変化している中での環境税の今日的な意義・役割

： 財源効果

（税収を温暖化対策の財源として活用）

- ・ 税収を温暖化対策の費用に充てる、又は温暖化対策に係る減税に活用する場合、CO2削減に関し大きな効果が見込める。

（「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成20年11月17日）

（アナウンスメント効果）

- ・ 原油価格の高騰等の経済の前提条件が変化している中での環境税の今日的な意義・役割

： アナウンスメント効果

（将来の環境税の導入が広く認識されることにより、また、国民一人ひとりが税の負担を感じるにより、温暖化対策の必要性が認識されることで対策が普

	<p>及)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来における環境税の導入による CO2 排出のコストの予測ができれば、アナウンスメント効果が見込める。 ・ アナウンスメント効果が期待できるのは、炭素の価格が「目に見える」場合である。炭素税を導入すれば炭素 1 トンの排出コストが明らかとなり、様々な経済主体は、それが現在の値だけでなく、将来どうなるかということを見通して動く。今後長期のことを考えれば、<u>炭素価格の「見える化」というような制度をつくる必要がある</u>である。 ・ イギリスにおいては、ケンブリッジ・エコノメトリクスが、気候変動税を評価し、価格効果のみならずアナウンスメント効果について言及している。具体的には、<u>1999 年の予算書で、2001 年導入の気候変動税について告知され、そのアナウンスメント効果が早くも 2000 年に現れた、とされている。</u> (「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日) ・ 環境税に関して、アナウンスメント効果とは、従来、税の認識についての効果が想定されていることが多い。例えば、<u>施策総合企画小委員会中間取りまとめ(平成 16 年 8 月)</u>においては、「税制に関しては社会的な関心が高いことから、国の施策として『温暖化対策税制を導入する』ということが広く認知されることにより、また、国民一人一人が税の負担を感じ、化石燃料の使用を抑制すべき事が認識されることにより、<u>温暖化対策を急速に普及させる原動力となるアナウンスメント効果が期待できる</u>」とされている。 ・ <u>イギリスの気候変動税のアナウンスメント効果</u> イギリスで 2001 年に導入された気候変動税 (CCL) に関する分析では、<u>CCL は、2010 年までに CCL 対象事業者のうちの業務・農業・公共部門のエネルギー消費を 14.6%削減する効果があるとされた。このうち、13.8%分がアナウンスメント効果であるとされた。</u>なお、本分析においては、事前告知に関するアナウンスメント効果を中心に分析しているが、CCL 導入後もアナウンスメント効果は継続しているとしている。 (「環境税の経済分析等について —これまでの審議の整理—」、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成 17 年 9 月 13 日)
<p>論点⑬ 関係</p>	<p>(ポリシーミックス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境税や排出量取引制度等の経済的手法については、<u>ポリシーミックスの考え方</u>に沿って、<u>排出削減効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることができるよう、活用すべきである。</u>

・ 環境税は、幅広い部門・事業者に対して公平に課税することができ、あらゆる主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘発する仕組みである。一方、排出量取引制度は、排出量の多い部門・事業者を対象とし、また、排出量全体を短期的にコントロールする有効な手段と言える。この二つの政策手法は、代替的というよりも相互に補強、補完の関係にある。諸外国でも、先ず幅広い部門・事業者に対して環境税制を課すとともに、特にエネルギー多消費産業などについて、排出量取引制度の対象とし、あらゆる部門・事業者が何らかの形で政策的にカバーされるような組合せ、調整の工夫を行っている例が少なからずある。

・ イギリスは、必ずしも高額ではない環境税（気候変動税）、排出量取引制度、協定（気候変動協定）、補助金があり、非常にきれいなポリシーミックスを作っていて、全体として見ると、経済に対する影響等を抑えた上で、多くの経済主体に炭素の価格が将来上がることを示し、投資判断に影響を与える効果を挙げている。こうした取組も参考の上、制度設計すべきである。

（「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日）

・ 国はあらゆる政策手段を動員して、着実に温室効果ガスの排出抑制等を講じることが必要である。この際、各区分や部門にまたがる横断的な対策、又は、各区分や部門の個々の対策を横断的に推進するための施策として掲げる各対策・施策は、単独でも効果を発揮するが、複数の対策・施策を適切に組み合わせることで、それぞれの弱点を補いながら削減の確実性を高め、対策費用を社会全体で公平に負担することが可能となり、さらに、環境と経済の統合といった複数の政策目的の同時達成を図るというポリシーミックスを活用すべきである。我が国における最適な在り方について不断に検討を行うべきである。

（「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について（第 2 次答申）」、地球環境部会、平成 17 年 3 月 11 日）

・ 温暖化対策税制の制度設計においては、環境と経済の統合の観点からこうした温暖化対策税制の長所が生きるように、税を含む各種の施策の長所を活かして、それぞれの施策の短所を他の施策によって補うように有機的に組み合わせるべきである。その際、諸外国で行われている温暖化対策税制と協定制度等のポリシーミックス等についても検討の必要がある。

（「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会、平成 16 年 12 月 15 日）

・ 温暖化対策税は、温室効果ガスの排出又はそれにつながる化石燃料に対して課税し、温暖化対策の実施を後押ししようとする施策である。また、温暖化問題に

対処するための様々な施策のうちの一手法であり、他の施策との組み合わせ（「ポリシーミックス」という。）で導入される可能性もある。

- ・ 今後の温暖化対策では、各種の施策を組み合わせることで全体として必要な効果を確保することが重要になると考えられる。このため、温暖化対策税と他の施策手法との組み合わせ（ポリシーミックス）の細目についても早急に検討を深めるべきである。

（「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案（報告）」、総合政策・地球環境合同部会地球温暖化対策税制専門委員会、平成 15 年 8 月 29 日）